

関連条文等	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日
山梨県告示第274号 (H26.9.29)	色彩基準について	<p>色彩基準の基本的な考え方は、下記の通りである。</p> <p>①色数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンセル値を一つの色数とする。</li> <li>・板等の場合、それ自体の色を含む。また、板ごとで判断することを基本とする。(一つの板に複数の事業所を示す場合も同様)</li> <li>・建物等に塗装や切り文字で表示した場合、原則表示内容のみを色数の対象とする。また、一連の表示内容の集合体ごとに判断することを原則とする。</li> </ul> <p>②最大面積色</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の色数の中で、最大の面積であるものを、最大面積色という。</li> <li>・許可申請にあたっては、最大面積色となる根拠等を記載すること。</li> </ul>	平成27年7月23日
山梨県告示第274号 (H26.9.29)	適法であった物件を変更する場合の取扱いについて	平成27年3月31日時点で適法であった物件において、表示内容等を変更する場合は、新たな基準に合致させたものとしなければならない。	平成27年7月23日
山梨県告示第274号 (H26.9.29)	屋上広告物に関する取扱いについて	<p>屋上広告物に関する取扱いは、山梨県屋外広告物取扱い基準「屋上広告物の基本的な取扱いについて」のとおりである。</p> <p>なお、地階を除く階数が2以上ある伝統的建築物等で、その1階の屋根等に設置する建築物と調和した景観上良質な木製等の広告物は、認める場合がある。</p> <p>また、不明瞭な場合は個別に協議し判断することがある。</p>	平成27年7月23日